

(平成24年3月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、22万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 11 月 1 日から 9 年 2 月 21 日まで
私は、平成 8 年 11 月から 9 年 2 月まで、A 社で、管理部門の部長職として勤務し、給料は月額 60 万円だった。同社には、B 社から転職し、月額 50 万円以上の給料を得ていた。22 年 2 月に第三者委員会から同僚等の年金記録に係るお問い合わせ（依頼）が届き、同僚の標準報酬月額が変更されていることを知った。同様に、私の標準報酬月額も変更されているようなので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の A 社における申立期間の標準報酬月額は、当初、22 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 9 年 2 月 28 日）の後の平成 9 年 6 月 19 日付けで、8 年 11 月 1 日の資格取得時に遡及して 10 万 4,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人の標準報酬月額が訂正された同日に、A 社の全ての被保険者の標準報酬月額が、申立人と同様に資格取得日に遡及して減額訂正処理されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た 22 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間について、申立人は、「給与は 60 万円だった。」と供述しているところ、当時の給与明細書等の資料も無く、事業主からも回答を得ることができないため、申立人の申立期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額（59 万円）

に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額（59 万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和52年7月16日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、16万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年5月16日から同年7月16日まで

昭和44年3月17日にA社B事業所へ入社後、49年8月1日にC市の本社へ異動し、D社に出向した。52年7月に出向が解かれ、A社B事業所へ戻った。以来、定年退職まで途中退職することなく同社に継続勤務していた。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

E厚生年金基金の加入記録を管理する企業年金連合会から提出された申立人の中脱記録及びF健康保険組合が保管する申立人の被保険者台帳の記載並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、E厚生年金基金の中脱記録によると、申立人が昭和52年7月16日に資格喪失し、同日に資格取得していることが確認できる上、F健康保険組合の申立人の被保険者台帳に「喪失年月日 52・7・16、B事業所へ転出。取得年月日 52・7・16、本社より転入」との記載があり、同厚生年金基金及び同健康保険組合の加入期間に欠落は無い。

さらに、A社B事業所の当時の担当者は、「申立人のB事業所での取得の手続を行った。厚生年金基金、社会保険事務所（当時）、健康保険組合に係る各種届出は、C本社から送られた指定の複写式の届出書を使用した。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和52年7月16日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の昭和52年4月の記録から、16万円とすることが妥当である。

岐阜厚生年金 事案 2314

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月 1 日から 51 年 2 月 16 日まで

申立期間においてA事業所に勤務していた。同事業所に勤務し始めた時、前に勤務した会社の厚生年金保険被保険者証を見せており、また、退職後には雇用保険の基本手当を受けている。さらに、別の病院にかかった時も、同事業所から交付された健康保険被保険者証を提示している。同事業所に勤務していたのに、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立人が申立期間において、A事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A事業所は、厚生年金保険の適用事業所となった記録が見当たらない上、同事業所は平成8年9月30日付けで廃業となっている。

また、A事業所に勤務した同僚は、「A事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」と供述している上、当該同僚が所持している同事業所の昭和49年10月分から51年2月分までの給料支払明細書を確認したところ、給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

さらに、申立人がA事業所に勤務していたと名前を挙げた同僚のうち確認できた3人は、同事業所において厚生年金保険の被保険者となっていない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 2315 (事案 277 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 1 日から 37 年 11 月 24 日まで
前回の A 事業所での申立てでは、自分は日雇労働者ではないと答えたつもりであったが、結果は、日雇労働者として日雇労働者健康保険料が控除されていただけで、厚生年金保険の加入は認められないと判断された。しかし、賃金内訳表では健康、厚生年金保険料として控除されているので納得できない。また、勤務した事業所は、同事業所の下請をしていた B 事業所であり、給与は A 事業所の給料袋に入れて支給されたものである。再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が所持する A 事業所の昭和 35 年 9 月分及び同年 10 月分の賃金内訳表に記載された「健康、厚生年金保険料」の金額は、日雇労働者健康保険料と一致する上、申立人は、「毎年 6 月、11 月の農繁期には勤務せず農作業を行っていて日雇だった。」と供述をしており、控除されていた保険料は、日雇労働者健康保険料であると考えられることから、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情が無いとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 11 月 13 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、勤務先は、A 事業所の下請であった B 事業所であり、同事業所の給与が A 事業所の給与袋で支給され、給与袋の賃金内訳表に記載されている金額の健康保険料及び厚生年金保険料が控除されていたと主張している。

しかしながら、上記の賃金内訳表に記載された「健康、厚生年金保険料」の金額は、前述のとおり日雇労働者健康保険料と一致している。

また、申立人が勤務していたと主張する B 事業所は、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿に見当たらない上、商業登記を確認することができないことから、事業所を特定することができず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

これらのことから判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 2316

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 9 日から 45 年 2 月 1 日まで
昭和 45 年 3 月 15 日の挙式のために、A社を同年 1 月 31 日に退職した。
挙式までの期間は花嫁修業をしていた。脱退手当金が支給されたことになっている同年 3 月 16 日は新婚旅行中だったので、受け取った記憶が全く無い。
退職後は会社とは連絡が無く、出向いてもいないので、脱退手当金の支給記録を訂正し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 45 年 3 月 16 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さは見当たらない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。